事例No.	670
公表年度	H29
団体の属性	複数団体
団体名	広島県、備北メディカルネットワーク（広島県）

事例区分	公営企業

タグ	・病院事業 ・組織改革

事例種類	再編・ネットワーク化

事例内容・タイトル

地域医療連携推進法人制度の活用事例（市立三次中央病院・庄原赤十字病院・三次地区医療センター・庄原市立西城市民病院）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

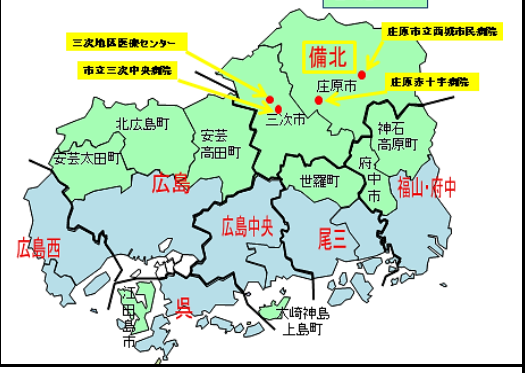
○ 事例名等

事例名	地域医療連携推進法人制度の活用事例
団体名（病院名）	地域医療連携推進法人 備北メディカルネットワーク （市立三次中央病院・庄原赤十字病院・三次地区医療センター・庄原市立西城市民病院）

《再編・ネットワーク化の類型及びその概要》

類型	地域医療連携推進法人制度の活用事例
概要	医療機関相互の業務の連携を推進し，地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指す。

○団体・事業の概要

病院建物外観	市立三次中央病院 	庄原赤十字病院 	構想区域の概要	広島2次医療圏域と過疎市町 
	三次地区医療センター 	庄原市立西城市民病院 		
地域において担っている役割	【市立三次中央病院】地域の中核病院で，へき地診療などの拠点病院であり，県北部のみならず島根県南部地域からの救急・急性期医療も担っている。 【庄原市立西城市民病院】庄原市における地域の包括ケア拠点施設及び，へき地医療拠点病院として，医療と介護の提供や救急・急性期医療も担っている。 【三次地区医療センター】三次地区医師会立病院で，救急告示病院であり，内科的加療が必要な急性期・亜急性期から回復期にかけての医療を担っている。 【庄原赤十字病院】広島県北部の中山間地域において，急性期・高度医療・慢性期・一般外来診療・無医地区巡回診療まで一貫して行い，地域の中核病院として機能している。			

団体名（病院名）	市立三次中央病院	庄原市立西城市民病院	三次地区医療センター	庄原赤十字病院
行政区域内人口（人）	53,989	36,983	53,989	36,983
行政区域内面積（㎢）	778.1	1,246.49	778.1	1,246.49
事業開始年月日	昭和27年6月1日	昭和27年1月24日	昭和57年4月1日	昭和18年7月1日
経営形態	公営企業法財務適用	公営企業法全部適用	公立病院以外の病院	公立病院以外の病院
許可病床数（病床種別）	350床（一般350）	54床（一般54）	150床（一般50，療養100）	301床（一般258，療養41，感染2）
稼働病床数（病床種別）	350床（一般350）	54床（一般54）	141床（一般49，療養92）	301床（一般258，療養41，感染2）
診療科数	21科目	9科目	5科目	19科目
特殊診療機能（※2）	ド・透・I	ド、I、訓	ド・透・訓	ド・透・I
指定病院の状況（※3）	救・臨・が・へ・災・地	救・へ・輪	救	救・感・へ・災・輪
看護配置	7：1（4病棟），10：1（2病棟）	10：1	10：1	10：1
職員数(人)	495（医師69，看護職295，事務33，その他98）	124（医師6，看護職43，事務13，その他62 ）	193（医師11、看護職75、事務16、その他91）	429（医師34，看護職221，事務69，その他105）
経常収支比率（%）	101.7	105.6	110.8	96.7
医業収支比率（%）	99.1	76.5	103.5	94.7
病床利用率（許可病床）（%）	79.4	81.0	79.7	84.4

※1　上記表中の「行政区域内人口」は、平成29年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成28年10月1日時点。それ以外の計数は、H29年3月末時点。

※2　ド…人間ドック　透…人工透析　I…ICU・CCU　未…NICU・未熟児室　訓…運動機能訓練室　ガ…ガン

※3　救…救急告示病院　臨…臨床研修病院　が…がん診療連携拠点病院　感…感染症指定医療機関　へ…へき地医療拠点病院
災…災害拠点病院　地…地域医療支援病院　特…特定機能病院　輪…病院群輪番制病院

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

広大な面積を要する広島県北部の中山間部(一部の島根県を含む)は，少子高齢化の影響のため，国内でも高齢化と過疎化の先進地域となっている。

その上，この地域の病院の多くは深刻な医師不足に悩まされ，医療崩壊の危機に瀕していた。

これまで(医療連携推進法人制度が創設されるまで)は，このような状況を打破するため，この地域の各病院長が任意の団体(広島県域中山間部病院長コンソーシアム)を発足させ，横の連携強化により苦境を乗り越えることを図ってきたが，医師確保には目に見える連携強化が必要であった。

広島二次医療圏の人口動態と医療従事者数
〈2015年国勢調査〉

二次医療圏	地域タイプ	面積(km²)	人口(万人)	高齢化率(%)	人口密度(人／km²)	医師数	医師数 参考100km²対	医師数 人口10万対
広島	大都市型	2,506	136.5	24.2	544.7	3,517	140.3	257.7
広島西	地方都市型	568	14.3	28.8	251.3	395	69.5	276.2
呉	地方都市型	454	25.3	34.1	557.6	696	153.3	275.1
広島中央	地方都市型	797	22.7	24.6	285.4	406	50.9	178.9
尾三	地方都市型	1,035	25.1	33.8	242.7	529	51.1	210.8
福山・府中	地方都市型	1,096	51.4	27.6	469.1	1,035	94.4	201.3
備北	過疎地域型	2,025	9.1	37.1	44.8	222	**11.0**	244.0
広島県		8,479	284.4	27.2	335.4	6,800	80.2	239.1

広島県中山間地域の公的病院
病床数と医師数の推移

へき地拠点病院

病院名	病床数 平成22年	医師数 平成22年	病床数 平成27年	医師数（非常勤） 平成27年	100床当
三次中央病院	350	57	350	68(1)	19.4
三次医療センター	150	4(5)	150	4(3)	2.7
庄原赤十字病院	310	30(8)	310	35(13)	11.3
西条市民病院	54	5	54	5	9.0
府中北市民病院	110	7(10)	60	3(15)	5
府中市民病院	199	11	150	10	6.7
みつぎ総合病院	240	20	240	22	9.2
安芸太田病院	199	9(14)	149	8(17)	5.3
豊平病院	44	4(2)	44	1(5)	2.3
神石高原町立病院	95	5(7)	95	5(9)	5.3
公立世羅中央病院	110	8	155	12(1)	7.7
JA吉田総合病院	340	31(8)	340	31(8)	9.1

(2)検討を開始した契機・導入過程

市立三次中央病院は県北の基幹病院であるため，大学からの医師派遣があり，医師不足には陥ってなかったが，周辺の医療機関では医師の確保が困難な状況にあった。これは，医師派遣を担っている大学等にとっては「指導医がいるのか，専門医資格が取得できるのか，当直が多いのではないか」といった懸念から，派遣しにくい事情があること等によると考えられる。この課題を解決するには，各病院が個別に医師の派遣を要請するのではなく，その地域である程度余裕がある病院に派遣してもらい，そこから医師が不足している病院へ診療支援をする方法が必要であった。そのため，一つの病院群となる地域医療連携推進法人制度を活用することとなった。

時期	取組内容
平成23年3月	・広島県域中山間部病院長コンソーシアムを結成
平成27年9月	・「医療法の一部を改正する法律」により医療法が改正され，地域医療連携推進法人制度について，平成29年4月2日から施行されることとなった。
平成28年10月	・市立三次中央病院が中心となって，平成29年4月2日に地域医療連携推進法人を設立することを本格的に計画し，県医務課の支援を受けながら事務作業を開始する。
平成29年1月	・1月25日，各病院の事務員，各病院の母体組織の担当者などが集まり，第1回備北地域医療連携推進法人(仮称)調整会議を開催し，法人の設立に向けて事業や予算の案をもって，まずは一般社団法人設立のための調整を行うための初回会議を行った。
平成29年2月	・2月2日，第2回調整会議を開催し，定款の条項内容について協議した。 ・2月10日，第3回(最終)調整会議を開催し，参加法人の確認(一般社団法人設立時・途中参加)など，法人登記の為の最終定款案を確認した。また，法人の名称や今後のスケジュールなどについて協議し決した。 ・2月17日，厚生労働省から地域医療連携推進法人の定款例が出され，それに倣い定款を再作成し，公証人役場，法務局へ法人設立申請を行った。(庄原赤十字病院の母体の日本赤十字社，庄原市立西城市民病院の母体の庄原市はこの時点では社員として参加していない。)
平成29年3月	・3月3日，一般社団法人備北メディカルネットワークが設立登記された。法人設立に伴って，県に地域医療連携推進法人の認定申請を行う。 ・3月21日，社員総会・理事会を行い，庄原市が社員として参加すること，地域医療連携推進法人認定に対応した定款変更などを決した。 ・3月24日，広島県医療審議会において，一般社団法人備北メディカルネットワークが地域医療連携推進法人として認可を得る。
平成29年4月	・4月2日，広島県から地域医療連携推進法人の認定を受ける。
平成30年1月	・1月25日，社員総会・理事会を行い，日本赤十字社が社員として参加することなどを決し，4病院が参加する法人となった。

(3)関係者との調整
　法人設立前から，各病院間では医療における地域の課題を共有し，協議して解決してきた。市立三次中央病院から三次地区医療センターへ内科の医師複数名を派遣し，庄原赤十字病院にも産婦人科，眼科，内科の医師を派遣し，診療支援を行ってきており，病院間や医師会との関係は良好であったため，設立において困難な調整を要することはなかった。
　また，法人設立の準備段階から広島県健康福祉局のサポートをいただき，各病院の母体であり当法人の社員でもある三次市，庄原市，日本赤十字社，三次地区医師会には，当法人の必要性を理解してもらうことで，地域医療連携推進法人の設立，制度の活用に前向きに取り組んでいただいた。

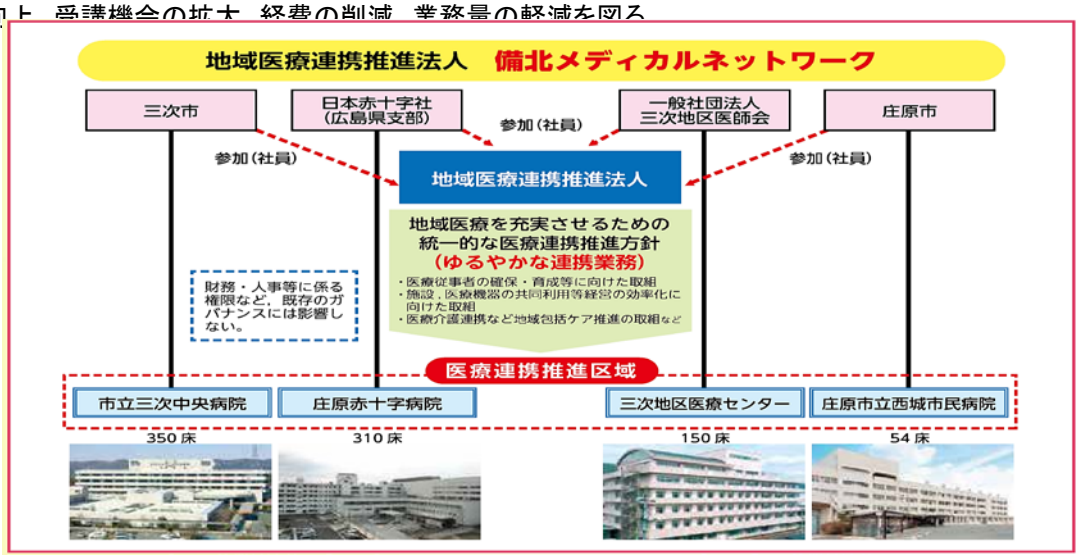
(4)人事・財務上の対応
　法人設立にあたって，各社員から基金を750千円（合計3,000千円），負担金を296千円（合計1,184千円）を納めていただくこととした。負担金は，広島県地域医療介護総合確保事業として平成29年度まで市立三次中央病院が事務局を行っていた，包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム事業（備北地区医師育成・活躍支援協議会）を，平成30年度から法人の事業へ移行し，当事業費（概算で7,420千円）から県の補助金（いわゆる新基金　6,236千円）を差し引いた1,184千円を，4者で均等に負担することとした。
　法人の事務所を，当初は市立三次中央病院内にと考えていたが，自治体病院内で市の職員が法人事務を行うには，病院事務の部屋とは完全に隔離した部屋で，法人に派遣した職員が行わなければならないなど，多くの制限・課題が生じるため，三次地区医師会事務所内に法人事務所を置き，医師会事務員が法人事務を兼務することとした。

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
　平成28年3月に広島県地域医療構想が策定され，ビジョン達成（2025年問題解決）に向けて，構想区域内の医療機関の自主的な取組が求められるようになった。地域医療連携推進法人制度は地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けられた。当法人の設立の趣旨として，複数の医療法人等に関する統一的な事業実施方針を決定，横の連携を強化することで，競争よりも協調を進めるとともに，グループの一体的運営によりヒト（医師等）・モノ（医療機器等）・カネ（資金）を有効に活用することで，地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保することとし，以下のように運営方針などを取り決めた。

備北メディカルネットワーク医療連携推進方針
〇運営方針
・安全かつ安心な医療提供体制を追及する。
・医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追及する。
・医療機関の安定的経営を追求する。

〇病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
(1)医療従事者を確保・育成する仕組みづくり
　中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため，地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みづくりを構築する。
(2)地域包括ケアの推進
　医療，介護，介護予防，住まい，生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。
(3)共同購買の仕組みづくり
　医薬品，診療材料，医療機器等の購入に際して，参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより，スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。
(4)共同研修の仕組みづくり
　各病院が実施している各種研修（接遇，医療安全，クレーマー対策等）を参加病院共同で実施することにより，研修効果の向上，受講機会の拡大，経費の削減，業務量の軽減を図る。



(2)効果
〇複数の医療機関をグループ化し，相互に連携 させてガバナンスを統一することで，医療機能の分担，業務連携が可能となり，地域医療構想を実現することができる。
〇地域医療構想の推進に必要であるとして都道府県知事が許可をすれば，地域医療連携推進法人内で病床の融通ができる。⇒仮に病床過剰の圏域でも都道府県知事が認めれば，病床の移動が可能となる。
〇病床再編，患者情報の一元化，医薬品や医療機器の共同購入などの業務の一元化が図れる。

・参加4病院で医療消耗品の購入価格リストを持ち寄り，4病院のうち一番安い価格で統一して商品を購入できるよう販売業者と交渉し，契約できた。来年度は薬品や医療機器の共同購入について検討して行く予定である。
・庄原市立西城市民病院から三次地区医療センターへ，職員がリハビリテーションの研修へ行ったり，三次地区医療センターの職員が庄原市立西城市民病院へ指導へ行ったりとスムーズな人事交流が行えている。

3．再編・ネットワーク化に取り組む上での都道府県の関与や役割

当制度が地域医療構想の実現に有効であることを踏まえて，法人設立準備当初（平成28年8月頃）から県医務課長が率先して国（厚生労働省）に制度内容の確認，参加病院間の調整などをしていただき，県健康福祉局長は市長などへ地域医療を守るための当制度の有効性を説明していただいた。
また，設立後も県医務課から法人として何ができるか，どのように活動すればよいかなどの確認・助言をいただいている。

4．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
備北二次保健医療圏は，広大な面積（2,025k㎡）でありながら，人口は約10万人の少子高齢化が進んだ過疎地域であるため，公共交通機関も手薄である。このような地域で，病院経営を優先して統廃合をすることは，廃合された病院の地域住民を医療から見捨てることになりかねない。そのため，このような地域では，病院間で競合する，集約化や統廃合するのではなく，病院間で連携していくことで地域医療を守っていかなければならない。未だ法人設立から1年も経過していないため，目に見える効果が表れるのはこれからだが，連携が目に見えることでの効果はあると感じている。自治体病院だから民間の病院との連携，法人設立が難しいということはないので，ネットワーク化に取り組むことを検討されるのであれば，当制度の活用も検討されてはどうか。

(2)今後の課題等
現在も未だ，当制度により何ができて，どのように活用できるかを，県を通じて国（厚生労働省）に確認していることも多々ある。このような中で，備北メディカルネットワーク医療連携推進方針において「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」に「医療従事者を確保・育成する仕組みづくり」を掲げているが，具体的にどのように構築していくか，ビジョンやそれに沿った計画を練っていく事が必要で，今後の検討課題である。

〇問合せ先

担当課	市立三次中央病院　病院企画課		
TEL	0824-65-0101	MAIL	byouinkikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp